

令和6年6月1日

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国の定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年6月より医療情報取得加算として、以下のとおり診療報酬を算定します。

	点 数
・ マイナ保険証を利用し、情報取得に同意された場合	初診時 1点
・ 他院からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちの場合	再診時 1点
・ マイナ保険証を利用しない場合	初診時 3点
・ マイナ保険証を利用しても情報取得に同意されない場合	再診時 2点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解、ご協力をお願いいたします。

医療法人社団 敬成会 白根緑ヶ丘病院